

平成24年第3回紀の川市議会定例会 第3日

平成24年 9月6日(木曜日) 開議 午前 9時28分
散会 午前10時44分

◎議事日程(第3号)

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程(第3号)のとおり

○出席議員(23名)

1番 榎本喜之	2番 室谷伊則	4番 川原一泰
5番 吉田隆三郎	6番 阪中晃	7番 松本哲茂
8番 上野健	9番 杉原勲	10番 高田英亮
11番 寺西健次	12番 堂脇光弘	13番 田代範義
14番 石井仁	15番 森田幾久	16番 井沼武彦
17番 今西敏文	18番 竹村広明	19番 岡田勉
20番 坂本康隆	21番 大森道夫	22番 亀岡雅文
23番 村垣正造	24番 西川泰弘	

○欠席議員(1名)

3番 原延治

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	田村武
市長公室長	林信良	企画部長	橋口順
総務部長	竹中俊和	市民部長	北林佳高
地域振興部長	吉田靖	保健福祉部長	藤戸敏成
農林商工部長	歌英樹	建設部長	阪口政弘
国体対策局長	岩原晃	会計管理者	武田雅明
水道部長	今井辰巳	農業委員会事務局長	立具秀敏
教育長	松下裕	教育部長	西田好宏
総務部財政課長	森本浩行		

○議会事務局職員

事務局長	永 田 博 敏	次長兼議事調査課長	藤 井 節 子
議事調査課課長補佐	岩 本 充 晃	議事調査課係長	田 中 啓 吾

（開議 午前 9時29分）

○議長（西川泰弘君） おはようございます。

それでは定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第3回紀の川市議会定例会3日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（西川泰弘君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

はじめに、22番 亀岡雅文君の一般質問を許可します。

22番 亀岡雅文君。

○22番（亀岡雅文君）（質問席） おはようございます。議長に発言の許可を得ましたので、一般質問を行います。

質問の前に、先般開催されました平成24年度第5回紀の川市防災総合訓練、残暑厳しい中、主催者の皆さん、また参加いただいた皆さん、まことに御苦労さまでした。目的である防災活動体制の充実強化と市民の防災意識の高揚が高められた有意義な訓練であったと思います。また、閉会后配布いただきました備蓄物資の中には住宅火災報知機や緊急呼び笛も入っておりまして、有事の際には大変役立つことと思います。また、よい機会、予算がございましたら配布していただきたいと思います。

それでは質問に入ります。今回の質問は自然災害に備えてということで、豪雨災害に向けての対策や対応についてお尋ねいたします。

9月1日の防災の日で、台風12号による紀伊半島豪雨災害から1年が経過しましたが、県内では災害関連死を含め56人が犠牲となり、5人が今も行方不明となっていることです。

また、今年に入っても6月下旬から和歌山市内や海南市など、県北部の広範囲にわたって田畑の冠水や住宅への浸水など大雨の被害を受け、7月に入ると猛暑一転、大雨となり田辺市南部やすさみ町などで1時間に110ミリの強烈な雨が降ったとみられ、和歌山地方气象台では記録的短時間大雨情報を発表したとのこと。特に7月の12日からの九州豪雨は3日連続での記録的豪雨で、熊本県阿蘇市では24時間雨量が500ミリを超え、観測史上最多雨量となり、気象庁は重大な災害が差し迫っていることを伝えるため、これまでに経験したことのないような大雨とする気象情報を初適用し、警戒を呼びかけたことです。それ以降も7月14日、15日に近畿地方を短時間の局地的集中豪雨により広範囲で豪雨災害が発生しております。

このようにして、近年温暖化の影響なのか、気象状況の変化なのか、一昔前の雨の降り

方とは随分違ってまいりました。また、これから行楽やスポーツの季節であります。秋雨前線や秋台風の季節でもあります。注意喚起を促し、祈るしかないというような事態にならないよう、自助、共助、公助の連携が大変重要になってまいります。

ここで質問ですが、まずはじめに河川の堤防決壊や土砂崩れは氾濫被害へとつながりますが、市内の国、県、市それぞれが管理する河川の数と危険箇所の把握や危険度別のランクづけはされているのか。また、危険箇所などの護岸整備やしゅんせつの計画はあるのかお聞きいたします。

次に、市内においての雨量計や河川の水位計の数と設置されている場所をお尋ねいたします。

その次に、警報発令後の職員の活動マニュアルと避難に対する順序や状況判断、タイミングはどのように行うのか。また、自主防災組織や消防団との連携はどのように行うのかお聞きいたします。

次に、市の施設、特に屋外施設で河川公園や運動場、キャンプ場などで、河川の上流で集中豪雨が発生し、急激に増水するような箇所ではどのようにして注意喚起や避難を促すのか、特に細野溪流キャンプ場やきしへの里公園などは特に心配です。

一例としまして、産経新聞からの抜粋ですが「急増水 55人間一髪 神戸都賀川 4年前には5人死亡」ということで、平成20年7月に増水事故で5人が犠牲となった神戸市灘区の都賀川で、今月21日、7月です、上流の六甲山での集中豪雨の影響で急激に増水し、家族連れ約55人が増水直前に川から避難していたことが神戸市消防局などの取材でわかった。死亡事故は28日で発生から丸4年を迎えるということです。市消防局や兵庫県警灘署によると、21日午後2時ごろ、都賀川の3つの橋の下で川遊びなどをしていた約55人が雨宿りをしていた。大雨洪水警報が発令されていたため、同署員らが全員を川から避難させた。数分後に一気に増水。付近にとまっていた自転車約10台は流されたということです。都賀川では死亡事故後、県が大雨洪水注意報、警報を知らせる回転灯などを設置、今回も回転灯は作動していたが、当時下流では上流ほど雨が降っておらず、家族連れらが増水を予想できなかったということです。

このような事例を踏まえ、利用者の安全確保についてお伺いいたします。

以上、1回目の質問です。

○議長（西川泰弘君） 建設部長 阪口政弘君。

○建設部長（阪口政弘君）（登壇） おはようございます。それでは、建設部の方から市内を流れる国、県、また市が管理する河川の数及び危険箇所並びに雨量計、水位計の設置に関する御質問にお答えいたしたいと思っております。

紀の川市管内の国、県、市が管理する河川の数でございますが、国管理河川では一級河川の紀の川、貴志川の2河川でございます。また、県管理河川では打田地域で7河川、粉河地域で6河川、鞆渚地域で4河川、那賀地域で8河川、桃山地域で5河川、貴志川地域で3河川の合計で33河川となっております。市の管理河川では、貴志川地域で2河川、

粉河地域で6河川の合計8河川となっており、国、県、市のトータルといえますか総計では43河川となっております。

また、河川の危険箇所の把握や危険度のランクにつきましては、紀の川市地域防災計画の中の河川防災計画に記載されてございますが、河川の背後地の状況や河川の現状によりまして重要度A、重要度B、要注意箇所に区分されてございまして、紀の川、貴志川については、国土交通大臣直轄管理河川の重要水防箇所としまして両岸で重要度Aが20カ所、重要度Bが34カ所、要注意カ所が22カ所の合計76カ所の重要水防箇所がございまして、その中でも重点区域として、両岸で11カ所が指定されてございます。また、知事管理河川についても同様に重要水防箇所として重要度Aが37カ所、重要度Bが24カ所、要注意箇所が1カ所、合計で62カ所が両岸で指定されてございます。

さらに、紀の川、貴志川については「紀の川水系河川整備計画」として今後、おおむね30年間の河川整備計画が間もなく策定されるところでございまして、堤防整備として麻生津地区の無堤地区の解消や狭窄部対策として岩出井堰、藤崎井堰の対策、さらに堤防の安全性の確保として詳細点検調査に基づきまして、紀の川市管内の紀の川、貴志川の堤防強化対策などが盛り込まれる予定でございまして。

また、県管理の河川につきましても、紀の川市管内に関する計画として今後20年間の「紀の川水系紀泉圏域河川整備計画」を策定中でございまして、流下能力の向上のための対策として春日川、佐川、烏子川が河川整備の対象となっております。順次、河川整備が進められる予定ということでございます。

また県管理河川の改修、修繕、しゅんせつの状況でございまして、平成23年度の実績として改修のほうで3河川3カ所、修繕で18河川53カ所、しゅんせつで6河川6カ所となっております。平成24年度につきましては、年度途中の数字でございまして、改修が2河川2カ所、修繕が15河川49カ所、しゅんせつが2河川2カ所の予定と聞いてございます。今後、年度末までにはふえることも予想されます。

また、平成25年度以降につきましても県の予算の範囲ではありますけれども、同程度の改修、また修繕、しゅんせつがされるとのことでございます。

市の管理河川については、貴志川の丸田川、町通川は県の管理区分に準じて改修済みでございまして、粉河の立石川につきましても農地の排水整備として改修済みとなっております。

しゅんせつとしては、毎年、立石川のJR越えのコレンといわれるところなんですけども、あそこの排水管及び鯉川のしゅんせつを実施しているところであります。

次に、市内に設置されている雨量計や河川の水位計の数と設置場所でございますが、雨量計では、気象庁所管の葛城山観測所が1カ所、国土交通省の所管で赤沼田観測所、猪垣観測所、善田観測所の3カ所、和歌山県所管で中鞆観測所、貴志川観測所、桃山観測所、打田観測所、粉河観測所、中津川観測所、江川中観測所、那賀観測所の8カ所となっております。国、県の合計で雨量観測所が12カ所になってございます。

また水位計については、国交省所管の紀の川で麻生津観測所、竹房観測所の2カ所、貴志川で高島観測所、貴志観測所の2カ所で合計で国の観測所が4カ所でございます。

最後に、和歌山県所管の柘榴川で神田観測所、海神川で西大井観測所、合わせて県の観測所が2カ所で、国と県を合わせますと水位観測所の数は6カ所となっております。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） 改めて、おはようございます。

まず、1点目の気象警報発令時の職員の防災活動からお答えさせていただきます。

地域防災計画におきまして災害応急対策を定め、また、災害対策活動を効率的かつ効果的に実施するため、部門ごとの「職員災害時活動マニュアル」を作成しております。職員の防災体制は「職員の警戒及び配備体制等発令の基準」により、地震の規模や紀の川洪水予報、台風の接近状況、それらによる被災または被災するおそれがあるとき、災害対策本部設置前は警戒体制1号・2号、災害対策本部設置後は配備体制1号・2号の4段階で発令を行い、夜間、休日であれば自主参集することになっております。職員が登庁した後は、マニュアルに従い、危機管理消防課を中心に災害活動を実施しております。なお、建設部、農林商工部では、市道や農業施設などの管理のため、市の定める基準を超える職員が参集しております。

2点目に避難に対する順序、タイミングについてでございますが、避難のための市民への周知については、災害時に市民の生命及び身体を災害から保護するため「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」の3つの段階の発令を行っております。それぞれの発令基準は災害の種別、地域により異なりますが、基本的には次の基準により発令をいたします。

まず、「避難準備情報」は災害発生の恐れが高く、この後「避難勧告」や「避難指示発令」の可能性があるとき避難準備を促すもので、この発令により災害時要援護者や避難行動に時間のかかる方に避難行動を開始していただくこととなります。

次に「避難勧告」ですが、これは災害発生の可能性が明らかに高まったとき避難を勧めるもので、通常の避難行動ができる人が避難行動を開始すべき段階に発令をいたします。

次に「避難指示」ですが、この指示はより切迫した状況で用いられ、実際に災害が発生したとき、または災害の前ぶれとなる現象の発生などにより災害の発生する危険性が非常に高くなったときに発令し、「避難勧告」により避難中の市民は迅速に避難を完了し、まだ避難していない市民は直ちに避難をしていただくこととなります。市民が安全で速やかに避難できるよう最新の情報収集に努め、早目早目のタイミングで避難活動を呼びかけるようにしてまいります。

3点目にお尋ねの自主防災組織と消防団との連携でございますが、消防団、自主防災組織はともに地域を守る組織として重要な役割を果たしている組織であります。双方が連携し、協力することは自主防災組織の運営や防災知識、技術を身につけるためにも重要であり、また消防団が地域の自然的社会的条件や市民への対応など、地域の実情に応じた消防

防災活動ができるなど、地域の防災力の向上につながるものと考えております。

自主防災組織への情報提供につきましては、「避難勧告」などと合わせ防災情報を伝え、その情報の周知に協力をいただきたいと考えております。また、過去に浸水被害の発生した地域には、区長様などに避難準備情報の発令前にあらかじめ連絡をするようにしているところでございます。消防団と自主防災組織が連携し、防災活動に努めていただくよう、行政がその接着剤としての役割を果たしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 農林商工部長 歌 英樹君。

○農林商工部長（歌 英樹君）（登壇） おはようございます。それでは、農林商工部から紀の川市細野溪流キャンプ場施設への大雨洪水警報発令時のお客様への安全対策についてお答えいたします。

現在、細野溪流キャンプ場は細野地区の方々が結成した細野溪流キャンプ場管理組合を指定管理者に指定し、紀の川市と管理運営に関する協定書を締結し、管理運営業務をお願いしているところでございます。

さて、大雨洪水警報や注意報発令時のお客様への安全対策につきまして、近年頻発しているゲリラ豪雨などの急激な気象変化から、利用者に危険性を正確に伝達するための手段として気象情報に連動した警報システム、河川警報装置が本キャンプ場、真国川河川敷地内に設置されてございます。設備は、気象情報、大雨洪水警報、注意報が発令されたときにスピーカーにより発表内容が放送され、同時に回転灯、電光掲示板で周知するシステムとなっております。また、大雨洪水警報が発令された場合には、細野溪流キャンプ場管理組合の役員が自発的にキャンプしているお客様などに直接周知する対応も取っており、状況に応じて避難が必要な場合には隣接する細野小学校体育館を開放し、避難誘導を行うなど、適切な対応も講じているところでございます。

市としましても、さらに利用者の安全確保を図るべく、指定管理者に適切な指導を行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（登壇） おはようございます。それでは、災害発生時における市施設利用者の安全確保について答弁させていただきます。

教育部所管の施設で河川敷にあるグラウンドについては、利用申請時に本市に大雨や洪水の警報が発令されると使用できなくなることを説明してございます。利用中に大雨や洪水の警報が発令された場合でも使用申請者にその内容を連絡し、いつでもグラウンドの使用をやめ、撤収するように指示をしたり、気象情報や河川情報の入手に努めていただくようお願いしているところでございます。また、大雨や洪水の警報が発令され、河川の水位の状況に応じて生涯スポーツ課、各地区公民館の職員においてグラウンドの見回りを実施してございます。

現在、生涯学習施設、生涯スポーツ施設、開館中の職員・管理人の緊急対応マニュアルや行動のフローチャートを作成中であり、関係部署と連携し、施設利用者のなお一層の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再質問ありませんか。

22番 亀岡雅文君。

○22番（亀岡雅文君）（質問席） 答弁ありがとうございます。

市が管理する河川については8河川ということで、貴志川の河川はもう整備が終わったと。市の河川はもう十分に計画を立て、対応していただいているんですが、国の河川、県の河川、いろいろランク分けて危険な地域を今お聞かせいただきました。まだまだ数が多いように思います。とにかく、今までに経験したことのないような雨、そういったものに対応できるように、国や県に十分検討して強く働きかけていただきたいと思います。

それから、雨量計や水位計については設置場所なんですが、数のこともございますけども、適切な場所にあるのかということです。それを皆さん、どのように思っているのか、適切であるかないか。それから、河川の氾濫危険水位というのは設定されているのか。こういったこと、いずれも避難準備や避難勧告、避難指示に基準となるもので、市内一円を地理的物理的に考えますと、まだまだ少ないと思われま。

各地域で詳細な雨量や水位情報を収集し、市民に提供すれば迅速な避難準備が行えます。また、気象情報や市民からの情報をどのようにして収集、集約されているのか、また今後、どのような情報を出せば被害が軽減できるのか、どのような方法で伝えられるのか、検討すべきではないのかと思います。また、答弁願います。

ここで私からの提言ですが、有事の際、迅速に避難できるように備える自助の取り組みが必要であります。それをサポートする施策も必要であります。また、被害弱者に手を差し伸べる共助のシステムをつくらなければなりません。そして、公助としてはスムーズに市民に情報を伝達することが大事であり、関係機関やメディアとの連携強化を図り、リアルタイムに発信していくシステムづくりが重要であると考えます。

そこで、株式会社ウェザーニュースから情報を収集、共有することはできないか。このウェザーニュース社は道路気象をはじめ、鉄道輸送、防災イベント、農業、電力、河川、ダム気象などいろいろな気象情報を共有できます。法人顧客数が2,000社、それに1,000の地方自治体が利用しているとのこと。また、減災プロジェクトなどもあり、市民、市職員、市内の利用者によって市内で観測された情報や災害時の情報などを共有し、市民みずからが自分に必要な情報を得ることで、自助、共助活動を支援し、気象情報による被害を減らす減災に取り組めます。また、紀の川市にメール配信と供用してはと考えますが、答弁願います。

以上、2回目の質問です。

○議長（西川泰弘君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（自席） 再質問にお答えさせていただきます。

まず、水位計、雨量計の活用はどのようにしているか、また数と場所は適切かということでございます。まず、雨量情報につきましては、市内の河川の水位情報に加えまして上流地域の降雨状況を確認し、今後の水位が上昇、あるいは下降するかなどの判断材料と活用し、また降雨により土砂災害のおそれがないか、内水による住宅の浸水、道路、農地の冠水のおそれがないかなど、今後の状況を予測するために活用しております。

水位計については、避難判断を行う際の重要な情報源となります。

それから、氾濫危険水位の設定についての御質問でございますが、国交省管理の紀の川、貴志川では竹房、麻生津、貴志の水位観測所に水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位の4つが定められています。また、県の管理河川では海神川と柘榴川に水防団待機水位、氾濫注意水位が設定されています。これらのデータは市民が安全に迅速避難するために重要なものであり、早目のタイミングでの避難勧告などを行うようにしたいと考えております。

先ほど、建設部長がお答えさせていただきました水位計、雨量計の設置数、場所が適正かということでございますが、昨年の台風12号では水位計が設置されていない鞆淵地区の真国川が氾濫し、付近の住宅が浸水をいたしました。付近の河川の水位情報がなく、市民に情報提供ができなかったのが現状で、幸い、人的被害はなかったものの、今後、安全迅速な避難への対応ができるよう、情報収集のため、水位計の設置をことしの3月に和歌山県に要望しているところでございます。その他、県管理河川でも水位計が設置されていない河川がございますので、建設部とも協議をしながら、県に対し設置要望を行っていきたいと考えております。

それから、市民からの被害情報の収集手段、伝達、周知についての御質問でございますが、市民からの被害情報は電話による通報などにより危機管理消防課、道路施設については建設部、農業施設については農林商工部に集まります。寄せられた被害情報は、危機管理消防課で取りまとめ、部長で構成する災害対策室や災害対策本部に報告し、大規模な災害になればこれらの情報を共有することで、防災・減災に努めているところであります。

市民への情報の提供につきましては、情報の種類として気象情報、危険地域への警報・注意報、避難勧告・指示などの情報、災害情報、救援情報、ライフライン情報などが考えられます。これらの情報の周知については、現在、気象警報などはJ-アラートにより市に送信された情報を防災行政無線により市民に伝達を行い、これと同時に市のメール配信サービスに登録されている方に情報を配信しております。また、避難勧告などを行う場合は、防災行政無線による放送、市広報車などによる呼びかけ、自治会、自主防災組織、消防団などにより伝達を行っております。

雨量や水位情報などは市から直接市民の方に情報提供は行っておりませんが、パソコンや携帯電話により国交省の和歌山防災ネット、県の防災和歌山メール配信サービスに御登録いただければ、雨量、水位、気象警報など必要な防災関連情報が配信されます。また、

テレビのデータ放送で台風や気象警報、雨量、河川水位の観測情報が提供されますので、これらの情報を活用していただくよう市民の方に周知を行っていきたいと考えております。

最後に、議員御提案の株式会社ウェザーニュース社について、このウェザーニュース社は民間企業としては世界最大の気象情報会社と聞いております。ウェザー社が展開している市民力を生かした自然災害の軽減を目指す取り組みなど、市として防災・減災に努めるため、活用できる情報はできるだけ多く活用したいと考えております。議員御提案の趣旨を踏まえ、今後研究・検討を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再々質問。

22番 亀岡雅文君。

○22番（亀岡雅文君）（質問席） いろいろ対策、対応を考えていただいているということで。とにかく、紀伊半島豪雨災害、この紀の川市も襲われるかもしれない、それは皆さん思ってるかと思うんですけども。防災の対策や対応を大幅に見直す時期に来ているのではないかと思います。最近でも、南海トラフによる地震の被害数を見直したということもあります。そういったことを考えて、担当部長さんは今どのようなことを思っているのか、思いで結構でございます。お聞かせいただきたいと思います。

いずれにしても、豪雨をいち早く察知し、正確ではよい情報、迅速な避難、とにかく逃げろというのが私の思いです。防災とは命のとうとさであり、命を救う鍵は呼びかけ、そして早期避難で半減できると思います。想定外を想定内に、災害を恐れないまちづくりにさらなる防災力の強化に取り組んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（西川泰弘君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（自席） 今年の台風12号の反省も踏まえて、避難勧告のタイミングというのは大変重要だと考えております。地域防災計画でも、先ほど申し上げましたように発令基準のマニュアルはあるんですけども、これはあくまでもマニュアルでありまして、実際の発令は時間的な余裕を持って市民が避難できるタイミングが重要だと考えております。

また、毎回毎回、発令後には職員の意見を反映して職員の防災体制の見直しを行っておりますので、そういったところで、毎回毎回見直しを行って、できるだけ市民に安全安心な防災体制ができるようにしていきたいと考えております。

○議長（西川泰弘君） 以上で、亀岡雅文君の一般質問を終わります。

○議長（西川泰弘君） 次に、14番 石井 仁君の一般質問を許可いたします。

14番 石井 仁君。

○14番（石井 仁君）（質問席） おはようございます。議長の許可を得まして、一般質問を行います。

今回は、貧困の連鎖を防ぐために地方自治体がやるべきことというテーマで、生活保護行政と子どもへの支援について質問をいたします。

現在、貧困と格差の拡大がより深刻となっています。正規雇用者は減少する一方、非正規労働者が急増し、働いてもまともに生活できない年収200万円以下のワーキングプア、働く貧困層が1,100万人になってるとも言われています。正規雇用のばいに限られている以上、どうしても非正規の就職を余儀なくされる、不安定な生活をせざるを得ない人が生まれてきます。反対に、年収5,000万円を超える給与所得者は、1999年の8,000人から2006年には2万人を超えており、収入格差はこの間大きく広がっています。そのほか、国民年金保険料の納付率を見ても2010年で59.3%、4割が納められない状況となっていたり、自殺者数は14年間連続で3万人を超え、その原因のうち経済、生活問題が健康問題に次いで多いことなどを見ても、今の国民、市民の生活が世代を問わず、深刻になってきていると言えます。

こうした中で、生活保護の利用者は増加し続け、現在の210万人という生活保護利用者数は戦後の混乱期よりも多く、保護率は昭和40年代前半と同様の1,000人あたり15.5人となっています。しかも生活保護の対象となる方のうち、保護を受けている方の割合、捕捉率は20%ともいわれ、保護の対象となる方でも利用できていない状況があります。ことし1月には、札幌市で42歳の姉が病死、40歳の障害のある妹が凍死するという事件がありました。この姉妹は生活保護の窓口に行っていたのに救われませんでした。生活保護の行政窓口の対応として、相談者に申請書を渡さず、申請させない水際作戦や、利用者には生活保護の辞退を迫る硫黄島作戦といわれる対応が問題にもなっています。また、生活保護の受給には至らないけれども、今後受けることになるかもしれない層も厳然と存在しています。今後、今のように年金の切り下げがされ、最低賃金が上がらず、正規雇用がふえないならば生活保護利用者は増大していくことになり、生活保護が最後のセーフティネットとしての役割を果たしているかが全国的、国民的に問われているところです。

また、高額所得者のお笑い芸人の母親が生活保護を受給との週刊誌報道に端を発して、生活保護制度と生活保護の利用者へのバッシングが起こっています。そこから、扶養義務の徹底を制度化する動きなど、国政での生活保護制度の解約が議論されてきてるところです。

今回の質問では、だれでも貧困状態に陥る可能性がある中で、市民が生活困窮状態となった際に憲法が求める健康で文化的な最低限度の生活が保障されるよう、各種制度が有効に働き、行政からの支援の手がきちんと行き渡っているのか。生活困窮世帯の子どもが再び生活困窮者となる貧困の連鎖は断ち切れているのか。この問題意識からの質問です。

まず1点目は、紀の川市の生活保護行政の到達と課題をどう考えるかということです。市政発足時から生活保護が市の事務となり、ことしで7年目となります。5町合併以前からある事務と比べれば、まだ経験や実績の少ない分野であると思います。全国的には生活

保護の捕捉率が20%程度ともいわれる中で、紀の川市の生活保護行政は困窮したときの最後のセーフティネットとして機能しているといえますか。紀の川市の生活保護行政の現状、課題について認識をお尋ねいたします。

次に、他法他施策優先の原理から期待される他施策についてお伺いします。生活保護事務の原理に他法他施策優先の原理があり、生活保護を利用する前にそのほかの法や制度を活用することとなっています。最後のセーフティネットの前の段階での支援制度が有効に機能することも重要です。特に、生活福祉資金貸付事業と就学援助制度の現状と課題をどう考えるかお聞きいたします。

3点目は、不正受給への対応と扶養義務についてです。一部の不正受給の例を引き合いに生活保護制度そのものがだめであるかの論調や、生活保護予算を削減する動きも国会で起こっています。また、生活保護を受けることを恥とする論調もあり、本当に困っている人が相談、申請へと向かえにくくする圧力となっています。現行の生活保護制度は扶養能力のある親族がいることで生活保護を利用できない要件ではないと認識しますが、今回問題になった芸能人のケースを不正受給と考えるかということをお聞きいたします。

最後に、貧困の連鎖を生まないために子どもへの支援をどう考えるかということについてです。貧困世帯の子どもが大人になっても貧困から抜け出せない、貧困の連鎖が問題になっています。文部科学省の子どもの学習費調査によれば、所得が高い世帯ほど子どもの学習費もより多く支出できていることがわかります。親の所得に左右されることなく子どもの教育や育ちを保証されるような取り組みが求められていると考えます。福祉と教育の分野から今できる対応として幾つかお聞きいたします。

まず、生活保護世帯の保護生徒の高校進学状況と学習支援活動はどうなっているか。次に、市独自の奨学金制度に取り組んではどうかと考えるがどうかということ。3点目に、ひとり親家庭への支援はどう進められているか。

この3点をお聞きいたします。

1回目、これで終わります。

○議長（西川泰弘君） 保健福祉部長 藤戸敏成君。

○保健福祉部長（藤戸敏成君）（登壇） おはようございます。それでは、石井議員の貧困の連鎖を防ぐために地方自治体のやるべきことということで、主に生活保護の御質問であったかと思えます。この部分につきまして、私のほうから現状から合わせて御答弁させていただきます。

まず、本市における生活保護の状況ですが、全国的なレベルから見ますと非常に良好なほうだと考えております。しかしながら、合併当時、おおむねですが190世帯で238人ぐらいからスタートいたしました。保護率で申し上げますと3.4%、1000分の1から言いますと1,000人に3.4人ぐらいだったということです。それが平成22年ごろより増加の一途をたどりまして、昨年11月ごろには250世帯340人、保護率でいいますと5.1%まで上昇しました。これは大変だなということで思っておったんで

すが、現状といたしましては、その後、一応は落ちつきまして横ばいなし、ちょっと右肩下がりになってきたかなと思いますが、当初から考えますと非常に高い状態になりつつあります。

また、平成23年度現在の保護世帯の内訳ですが、高齢者世帯が58%程度、傷病者・病気がちの家庭の方が22%、それから障害者の方が9%、それから母子家庭が3%、それとその他ということで、この中には稼働能力世帯、能力のある一時的な困窮者、比較的若い世帯が多いんですが、これが8%ということになってます。

生活保護行政の到達と課題ということで、大変重い御質問をいただいたんでございますが、生活保護法の第1条に「国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともにその自立の助長をすることを目的とする。」という大きな原則があります。議員の捕捉率のお話もございましたが、現在の紀の川市はその生活保護という制度の中では精いっぱい、最大限に役割は果たしていると我々は自負しております。

また、課題につきましてですが、先ほども申しましたその他の世帯、比較的若い世帯で働ける、一時的にいろんな事情で困窮された方につきましては、働き場所のお世話をしたりということで、一定、自立をもう一度頑張ってもらえる方というのがあります。そういう方につきましては、今後もできるだけ訪問等を行って、就職のあっせんとか生活指導とかをやりながらやっていくのが最大限の課題じゃなかろうかなと考えております。

次に、他法他施策ということで、議員もおっしゃられてましたが、生活保護は最後の制度という形の中で、活用できる可能なあらゆる制度を活用して、なおかつ生活していかなければならない場合であって、例えば国民年金、あるいは障害者の支援制度、介護保険制度等々の現在の制度を使って、なおかつお救いできなかった方に対して利用していく制度となります。

その中で、今回御質問のあった生活福祉資金貸付事業ということで、これにつきましては、現在、県の社会福祉協議会の事業です。それを市の社会福祉協議会が窓口となって実施しています。この制度も貸付制度の中では最後の制度ということですが、もともと戦後、民生委員さんが中心になって自立更正を促した「世帯更生運動」というのが発端になっています。これに対して、国や県が原資を出しあって制度化されたものです。今も借り入れから償還が終わるまで、一応、民生委員さんが相談支援を行っているということで、当然借りたものは返しながらかんなんということで生活指導とかいろんな部分で御相談にのっていただいてやる形になりますので、一応、審査を社協のほうで受けて利用されるということになってます。一時的な小口の融資もあるんですが、障害者の方などが自動車を購入するための資金なども一応対象になります。幾つかの資金がありますが、合わせて現在、紀の川市では39の方が利用されていると聞いております。

次に、先般から報道等で話題となった芸能人のケースということで御質問をいただきました。扶養義務についてということなんでございますが、現在、扶養義務調査ということ

で申請された方に対して、御家族等々で扶養していただく方がありませんかという方の場合の調査等を本人さんにお会いするなり、あるいは遠い場合は文書等で報告していただくなりという形でやっております。配偶者、親子、兄弟の2親等を原則としてやっておりますが、2親等以内の調査対象者がおられない場合は、3親等まで念のため、できたら一部でも助けていただけませんかということで呼びかけをしております。

扶養義務調査は、扶養義務者に一定の所得があることから申請者の援助をお願いすることもたびたびあるんですが、ほとんどの場合、申請者が生活していけるほどの援助には至っておりません。このことから、今回の芸能人さんのケースも申請当初は扶養義務者である芸能人の方が、要するに息子さんの所得が少なかったということでお母さんを助けることができないので、お母さんは申請されて保護決定されていたということだと思います。

しかしながら、現在の生活保護法によりますと、扶養義務者が相当の所得があっても仮に援助をできないよということで拒まれると、それを我々は強引に援助しなさいということとはできないわけで、毎々ケース会議において、我々も正直矛盾を感じてる部分が多々ございます。

また、扶養義務者の所得などを継続的に、申請したときには少ないんだけど2年後3年後どうかという継続的な調査というのは、法律で一切定められておりませんし、その金額についても幾ら以上あったらいいというような基準はございません。そういうことから、今回の場合、本人または扶養義務者からの申し出がない限りわからなかったというのが実情であろうかと思えます。したがって、結論として、今回のケースは不正受給と考えるかという御質問につきましては、不正受給には当たらないと考えております。

ただ、民法上、扶養義務者は独立して生活していくことができない扶養されるべき人、要するに身内、親族の人に対して経済的に援助をしてあげなくてはならないと民法で決まっています。だから、これは道義的な部分かと思えますが、そういうことから考えますとやっぱり今回の場合、行政がどうのこうのというよりも双方の中でお話し合いをしていたら、考えていただかなければならなかったケースかなと考えております。

次に、子どもの支援ということでございます。生活保護世帯の高校進学率から申し上げますと、昨年、中学3年生であった方、全員が公立の高校へ進学されています。8名の方がございました。それと、生活保護世帯の中で高校への援助、扶助ということについては高校に入学するときに準備金として6万1,400円、また在学中は基本的には月額5,300円の加算ということですが、そのほかでも教材費とかクラブ活動費とか参考書代、それぞれ対象になるケースもありますので、現状としては平均で月額1万円ぐらいプラスされてるとというのが現状です。いろんなケースがありますが、平均では1万円ぐらいプラスされています。

それから次に、ひとり親家庭というお話でございましたが、これも生活保護の上ではひとり親家庭に対して子どもさんが18歳になるまで、あるいは身障手帳3級までをお持ち

の方の場合は20歳までということで、子どもさん一人につき月額2万200円加算されます。それが2人になった場合1,630円、3人になると800円ずつそれぞれ加算されることになっています。

また、その他の一般的なひとり親家庭の支援施策につきましては、皆さんも御承知のとおり、保育料や学童保育の軽減、あるいは児童扶養手当、あるいはお母さんが経済的な自立をするために看護学校やヘルパーさんの資格を取りたいといったときの補助制度、そういったものも実施しています。

さらには、現在、子育て支援課におきまして家庭児童相談員、これは目的は児童虐待等々に対応するための事業でございますが、現実は大体3分の2ぐらいが母子家庭の状態です。そういうことですので、母子家庭の家も常に訪問した状態の中で、健全な母子家庭は当然行かないんですが、少し情報収集した家庭については訪問して、生活をやっていけるように、健全な状態でいけるようにということで、時と場合によっては生活保護のケースワーカーも一緒に同行するとか、障害者の担当が同行するとかそういった対応の中でひとり親家庭の訪問と見守りも行っております。

今後もあらゆる方面から見守りを強化してまいりたいと思っておりますので、御理解のほどお願いいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（登壇） それでは、まず就学援助制度につきまして答弁させていただきます。

教育基本法及び学校教育法の規定により、経済的理由のため就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して就学の援助を行い、小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施をすることを目的として、紀の川市要保護・準要保護児童生徒就学援助費支給要綱を定めて取り組んでおるところでございます。

援助費の支給対象者としたしましては、生活保護法に基づく保護者、市町村民税の非課税者、固定資産税、国民健康保険税、国民年金等の減免等をされている者、児童扶養手当の支給対象者、その他保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者等が対象となっています。援助内容としましては、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費、給食費等でございます。

平成23年度におきましては、要保護・準要保護児童生徒就学援助費の該当者は小学校で352名、中学校で248名、合計600名の対象者が出ております。全生徒数、児童生徒数に対して11%の比率でございます。今後とも公正で公平な審査を行い、適正な支給をしていきたいと考えております。

次に、高校進学時の学習支援活動についてでございますが、平成23年度の進学状況については中学卒業者の99%が進学しております。うち、生活保護を受けている中学生については100%の進学率でありました。紀の川市の義務教育では、全ての学校において

どの子も隔たりなく、義務教育の目的を達するべくきめ細やかな教育を推進しております。それでもなお、学習の定着に課題のある児童生徒については、生活保護を受けている受けていないにかかわらず、どの子にも放課後や休憩時間を利用して補充学習等を行い、成果を上げているところでございます。

次に、紀の川市独自の奨学金制度を実施してはどうかという御質問でございますが、県に問い合わせを行ったところ、申請者が有資格条件に該当した場合、全て対象となっていること、平成23年度から公立高等学校の授業料が無償となったことなどに加え、現状の厳しい財政状況の中では財源確保も困難であり、紀の川市独自の奨学金制度の取り組みは今のところ考えておりませんので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再質問ありませんか。

14番 石井 仁君。

○14番（石井 仁君）（質問席） 答弁いただきまして、まず生活保護ですけれども、紀の川市の生活保護行政は法に基づいてきちんと対応しているということで、丁寧に説明もいただいたんですけれども。確認になるんですけども、言われてるのは違法な水際作戦ですね、それから受給者に対して辞退を迫る違法な硫黄島作戦、これが自治体の対応としてはあるところもあるということでの報道もあります。紀の川市はそこはしてないのかどうかということの確認をしたいなと思います。

それから、不正受給についてですけれども、全国的に見れば数値はいろいろあるんですけれども、1%ちょっとの不正受給があるという報道もあります。不正受給をきちんと正していくことをしていく上で、前提になるのが対応するケースワーカーさんの資質というか能力になるのかなと思います。そこで、ケースワーカーさんの専門性を高めていくこと、これをどうされてるのかということと、それから個々の資質向上だけでなく社会福祉課であるとかケースワーカーさんのチームであるとか、組織としての力量の向上、経験の蓄積、これにどう取り組んでるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、教育にかかわってですけれども、就学援助でお聞きしたいんですけれども、紀の川市と岩出市でも就学援助の支給額も違えば支給される対象も違ってきています。全国的に見ても違いはあるんですけれども、見てみたいのは紀の川市の場合、医療費に対する支給がないということになっています。これは学校の虫歯であるとか治療してくださいという指導があったものが対象になるのか、全部が対象になるのかということもあるかと思うんですけれども、就学援助の中で医療費をどう考えているのか、岩出市のようにそこも組み込むということではできないのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（西川泰弘君） 答弁を求めます。

保健福祉部長 藤戸敏成君。

○保健福祉部長（藤戸敏成君）（自席） それでは、石井議員に再質問いただきました件につきまして順次、御答弁させていただきたいなと思います。

まず、水際作戦、硫黄島作戦という御表現で言われましたが、要するに申請を受け付けなかったり、一旦受け付けても後から却下するように持っていくというケースはないかということで、結論的にはないという答えをさせていただきたいと思います。

昨年1年間の相談件数は120件で、申請に至った件数は56件です。そのうち決定したのが52件ということで、率でいうと43%が申請から決定までの割合ということになってます。保護決定に至らなかったケースで一番多いのが、お聞きした所得が保護基準より多いという方が大体3割ある。それから、家族に相談せずに来られて、さっきの扶養義務というわたしで、家族に迷惑をかけられないから私だけ保護を受けられへんかといったケースがよくありまして、それは世帯単位で考えるべきことですので、一旦御家族と相談してこられてから来てくださいということで、そういう方が14%ぐらいありました。それから、基準以上に預貯金などを持っておられると、だんだん減ってきたんで心細いんで申請に来たんよという方が12%ぐらいありました。そういうような方が中心で、そういう方には一応聞き取りの中でお引き取りいただいて、これ以上に大変になったらまた来てくださいよということにしております。

中には、昨年現実にあったんですが、暴力団の関係者ということがわかりまして、ケースワーカーだけでは対応しかねましたので警察と関係機関に御協力いただきながら、そこへ数人で警察も一緒に行ってもらって、関係者の方はお受けできませんということでお断りしたケースもありました。

生活保護の申請につきましては、保護の決定か否かの審査を行うのは申請によって、本人の申請によってするのが原則でございます。現在、支所あるいは社会福祉課のケースワーカーに直接、あるいはケースワーカーが支所へ出向いてお話を承りしながら、大まかな相談の中で受給の可能性を伺いながら、一応申請してみますかということで話を進めていくわけです。また、そういう形の中で申請をしていますので、調べた結果、申し出のなかった預貯金が判明したりというケースもあるんで、多少は申請から決定まで至らないケースも現実にはありますが、丁寧な対応をすることは自負しておりますので、御安心いただきたいなと思います。

それと、逆に先ほどの硫黄島作戦ということで、上陸されてから撃沈さすというような表現やと思うんですけども、そういうことはいたしておりません。実際、受給停止とか廃止というケースはあります。しかしながら、その100%が守っていただくべき約束事を守らなかった、わかりやすく言うとかけごとにお金を使ってしまったりとか、車の保持は認められていないのに車に何回も乗って、パチンコに行ったとかというようなケースが100%廃止、あるいは一旦それでも注意して、指示書といって書類で出して、今度やったらあきませんよとやっても、再犯した場合はそういうケースを取らざるを得ないケースがあるということでございます。

次に、不正受給がらみのケースワーカーの資質は保たれてるのかということで、不正受給という部分では今まで起こっておりません。それと、ケースワーカーの質の保持という

ことですが、現在、生活保護の業務はケースワーカー4名、それからそれを統括、査察指導員、課長級を入れますと合計5名で現場に当たっております。それプラス稼働世帯、先ほども申しましたが若い世代で、その他世帯という分類になるんですが、一応ハローワークについて行ったり、あるいは健康を取り戻したら仕事をちょっとずつでもせんかいというような叱咤激励をしながらいくという作業の職員を一人、臨時職員で雇用しております。

一人のケースワーカーで大体60人以内の世帯を担当しております。その中で、お年寄りで結構安定してる方は何カ月にも一遍とかという見守りもあるんですが、身体的に不安のある方、体調を壊してる方、あるいは先ほど申しました稼働能力のある世帯の方を中心に頻りに訪問させていただいております。厚労省から定める基準から申しますと、十分満たしている人数で対応しております。

また、ケースワーカーの質ということでございますが、配置された職員全員に社会福祉主事の資格の取得を目指しております。毎年、研修に行かせておりますが、この研修にこたしも1名行っていて、非常にハードな研修でして、神奈川県へ10日ほど行ってくるんですが、その後半年がかりでレポートを仕上げ提出して、合格しないと資格を得られないという仕事以外にこのことをせんらんとということで大変きついんですが、特に年配の職員についてはきついんですが、よく頑張ってください、今現在、取得見込みの方を含めてケースワーカー全員取得することになります。

そういったことで、ほかに県主催の生保担当者の研修会、あるいは国主催の研修会等々ありますので、これらも可能な限り出席できるように努めておるところです。これからも頑張ってください細かい生活保護の業務をやっていきたいなと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（自席） 石井議員の、就学援助費の中の医療費に対してでございますが、御存じのように紀の川市では小学校まで医療費が無料になってございます。隣の岩出市では、就学援助費の欄に中学校の医療費についても対象と記載されているようでございますが、これについては要精検者に対してのみ対象となっているということでございます。いずれにしても、国の就学援助費の補助要綱に準じて紀の川市で要綱を定めたものでございますので、御理解賜りたいと思います。

いずれにおきましても、経済的理由により義務教育における教育の機会を損なわないよう、就学困難者と認められる児童生徒に対して、必要な援助を引き続き実施できるよう努めてまいりたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再々質問。

14番 石井 仁君。

○14番（石井 仁君）（質問席） 2回答弁いただきまして、市長にお聞きしたいのは先ほど就学援助を受けている世帯が11%であるということも出てましたけれども、これ

から大人になっていく、これから社会に巣立っていく高校生、高校生からさらに高等教育、専門教育を受けていくという段階での教育の保障を、そこで奨学金制度というのがどれだけ有効にあるかということなんですけれども、これは国策でやるべきことだとも思いますけれども。

自治体の中では、例えば、かつらぎ町では給付制の奨学金制度があると。和歌山県下でも給付制、あるいは貸与制の奨学金をつくっている自治体もありますし、全国的に見れば6割を超える自治体が給付制もしくは貸与制の奨学金をつくってるという資料もありますので、紀の川市としてこれから育つ、担っていってくれる子どもらをどう支えていくのかということでの奨学金ですね。教育部は今は難しいといわれたんですけども、市全体の中での子どもを育てていくということで、市長としてどんなふうを考えられているのかということをお聞きしたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 石井議員の御質問、いろいろと福祉、また教育から答弁があったとおりであります。再々質問の中で私に高等教育等の奨学金制度導入について、他市他町でやっているところがあるが紀の川市としてどうかということだと思っておりますが、現在のところ、和歌山県において奨学金の制度だけではなくに貸与制の奨学金の制度だけではなく、給付制度というのも実施をされておるようでございます。市独自でやっていかなくても県の制度にのって、当面やっていけるんじゃないかと思っております。議員の言われてることもわかりますけれども、これからの課題ということで御理解をいただきたいなと思います。現時点においては、県の制度を有効的に利用していくということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（西川泰弘君） 以上で、石井 仁君の一般質問を終わります。

○議長（西川泰弘君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって散会といたします。

なお、あす9月7日金曜日午前9時30分から再開いたします。

御苦労さまでした。

（散会 午前10時44分）